

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊上富良野駐屯地
第344会計隊長 早川 龍一



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5LXA10300020		5MHS1C30003 0001					
品名 または 件名							
残飯収集運搬役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
120.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
上富良野駐屯地				上富良野駐業 補給科糧食班			
搬入場所				納期または工期			
糧食班 島田曹長(2372)				令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第344会計隊 契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年3月19日(水)9時30分

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D以上」等級の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。ただし、入札参加にあたり令和7・8・9年度資格申請を完了している者
- ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争参加に必要な資格がない者の入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- エ 電報・電話・FAXによる入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

(4) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊「駐屯地標準契約書」の様式により契約書を作成する。ただし、契約金額が50万円を超えない場合は省略する。ただし契約年月日は令和7年4月1日以降かつ予算が成立した日以降とする。

(5) 適用する契約条項

駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項

(6) 落札決定方式

単価が当該所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、令和7年度予算が成立した日以降契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の10.0に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。

カ 郵便による入札を認める。この際封筒に「入札件名」を明記し、資格審査結果通知（写）を同封し、令和7年3月18日（火）17時00分まで陸上自衛隊上富良野駐屯地第344会計隊契約班へ必着とし、その際は電話にて担当者に到達確認を行うこと。

キ 郵便による入札がある場合の再度入札は、別示する。

ク 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

ケ 入札及び規格等に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊上富良野駐屯地 第344会計隊 契約班（担当：種村）

電話：0167-45-3101（内線：2342） FAX：0167-45-3104（内線：2660）

(8) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：旭川、上富良野の各駐屯地会計隊、旭川商工会議所、上富良野商工会

北部方面会計隊ホームページ<http://www.mod.go.jp/g sdf. nae/fin/>

イ 掲示期間：令和7年3月7日（金）～令和7年3月19日（水）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社的一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

仕 様 書

件 名	仕様書番号	
残飯収集運搬役務	作 成	令和7年2月20日
	作成部隊名	上富良野駐屯地業務隊

1 総 則

1. 1 適応範囲

この仕様書は、陸上自衛隊上富良野駐屯地において発生する残飯の収集運搬役務に適用する。

1. 2 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1. 3 用語の意義

用語の定義は次による。

a) 契約担当官

残飯収集運搬役務に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として残飯収集運搬役務に係わる契約履行の適否の検査を行なう者

c) 官 側

契約担当官、検査官を言う。

d) 契約相手方

残飯収集運搬役務受託者

2 役務内容

2. 1 回収日

日曜日を除き、火曜日、金曜日の回収を基準とするも細部調整による。

2. 2 回収時間

1100から1200の間を基準とするも細部調整による。

2. 3 回収予定数量

120回（1回当たり1500kg）

2. 4 回収場所

陸上自衛隊上富良野駐屯地食堂とする。

2. 5 処理要領

食堂より排出された残飯は、法令等に基づき適正に収集運搬するものとする。
(他の部外施設等の残飯とは混在させない)

3 その他

3. 1 一般事項

- a) 契約相手方は仕様書による他、官側の定める受領書による。
- b) 役務作業中に不明な事項が生じた場合は、検査官の指示を受けるものとする。
- c) 許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

3. 2 検査

本仕様書に基づき、搬出した残飯量は、処理場での計量結果を確実に通知するものとする。

3. 3 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。